

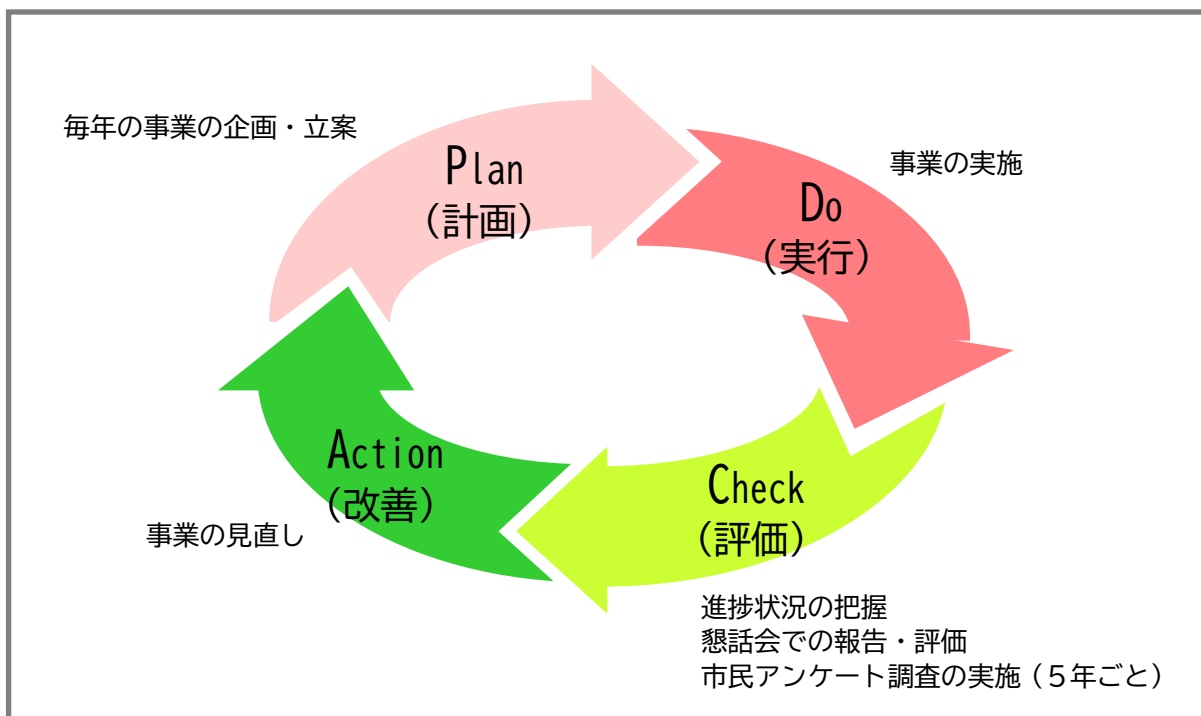
第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理（PDCAマネジメントシステムの構築）

本計画を起点に、男女共同参画社会の実現に資する効果的な事業を展開するため、PDCAマネジメントシステムを構築し、施策・事業の進捗管理を行います。

具体的には、毎年、事務事業の企画・立案（Plan）を行いつつ、計画的に事業を実行（Do）します。

計画の進捗については、成果指標の達成状況を定量的に確認するとともに、懇話会での評価、市民アンケート調査（5年ごと）により客観的に評価（Check）を行います。これらの取り組みを通じ、最終的には事務事業の見直し（Action）を行い、次年度へ展開して参ります。



2. 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

本計画の具体的施策は、各所管課が主体的かつ継続的に取り組むとともに、本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開される必要があります。そのため、市長を会長とした庁内の推進組織である推進会議を中心に、本計画の進捗状況を把握・管理していくとともに、庁内の連携強化を図って、各施策を男女共同参画の視点をもって総合的かつ効果的に実施します。推進会議を所管する市民課は、庁内連携のための総合調整機能として連携体制の強化に努めます。

(2) 南島原市男女共同参画推進懇話会

「南島原市男女共同参画推進懇話会」は、本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するものとして設置され、男女共同参画の調査研究や市に対する男女共同参画社会推進の提言を行うなどの役割を担っています。本計画の施策や本市が進めるあらゆる施策が男女共同参画の面からもより適切で有効なものとして実施されるよう、庁内だけでなく外からも男女共同参画の視点をもって定期的にチェックを行い、より積極的に市に対して提言や助言を行っていくよう、充実した機能を発揮して役割を果たしていきます。

3. 事業者や関係団体等との連携強化

事業者は、男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、組織内の男女共同参画の推進が求められます。また、民間団体や自治会などの地域団体は、男女共同参画の視点に立った活動が求められます。市は、これらの事業者や民間団体等、また、国や県などの関係機関との連携を強化し、各組織と協働して本計画の施策を確実に実施していきます。

